監査委員事務局

令和元年度の部局運営にあたって

○　地方分権の時代において、地方公共団体が住民の信頼を得て行政運営を行うには、予算執行の適正を確保することが大前提であり、そのためには、執行機関の内部統制はもとより、監査によるチェック機能が十分に働くことが必要であるとともに、監査委員による監査は、外部監査人との連携の下に、その機能を充実強化していくことが重要です。

○　大阪府の財政状況は、義務的に負担する社会保障関係経費が増加し続けており、今後も増大する見込みであるなど、引き続き厳しい状況にあります。財政調整基金の取崩しについては、平成30年度最終予算の見込みでは６億円に縮減されたものの、令和元年度の当初予算においては335億円を見込んでいるなど、一層の行財政改革への取組みが必要となっています。

○　このような状況の中、本年度の監査に当たっては、引続き専門性と独立性を最大限に発揮しつつ、本府の行財政運営について、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性の観点からの監査を行い、本府の行財政改革と内部統制の整備充実に貢献してまいります。

監査委員事務局の施策概要と令和元年度の主な取組み

　地方自治法等の規定により、監査委員の指揮の下、知事その他執行機関から独立した立場で、下記監査等を行います。

　監査の実施を通じて、本府の行財政改革と内部統制の整備充実に貢献することを

目指します。

定期監査

団体監査（財政的援助団体等(＊1)）

例月現金出納検査

一般会計・特別会計、公営企業会計決算審査

基金運用審査

財政健全化判断比率等(＊2)審査（財政健全化法）

住民監査請求等特別監査・審査

随時監査